

秦野市行財政調査会 委員名簿

【任期：令和3年7月12日～令和5年3月31日】

職名	氏名	所属等
会長	さかの たつろう 坂野 達郎	東京工業大学 名誉教授
副会長	こばやし たかし 小林 隆	東海大学 政治経済学部政治学科 教授
委員	ちの えいいち 茅野 英一	元 帝京大学 経済学部経済学科 教授
委員	おおや たかし 大屋 崇	有限会社三恵保険事務所 代表取締役社長
委員	よこみぞ あきら 横溝 彰	元 大日本印刷株式会社 取締役 元 株式会社DNP中部 社長
委員	たむら じゅん 田村 潤	100年プランニング 代表 元 キリンビール株式会社 代表取締役副社長
委員	あだち まさひろ 足立 昌弘	中栄信用金庫 常勤理事 地域支援部長
委員	にしお しんじ 西尾 真治	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 株式会社 公共経営・地域政策部 主任研究員 コンセンサス・デザイン室長
委員	そのだ しげき 其田 茂樹	公益財団法人地方自治総合研究所 研究員
委員	まつばら さおり 松原 沙織	東海大学 政治経済学部経営学科 教授

【敬称略】

秦野市行財政調査会 令和4年度会議開催経過

	日時及び場所	内 容
第1回	7月14日(木) 13:30～ 秦野市役所本庁舎3階 3A会議室	令和4年度行財政調査会の審議内容等 について
第2回	9月2日(金) 13:30～ 秦野市役所西庁舎3階 大会議室	はだの行政サービス改革基本方針実行 計画に係る外部評価(柱1及び柱2)に ついて
第3回	10月3日(月) 14:30～ 秦野市役所西庁舎3階 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・はだの行政サービス改革基本方針実 行計画に係る令和4年度評価報告書に ついて ・はだの行政サービス改革基本方針実 行計画に係る外部評価(柱3から柱5 まで)について

秦野市行財政調査会規則

(昭和60年秦野市規則第24号)

(令和3年6月30日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和33年秦野市条例第6号）第2条の規定により設置された秦野市行財政調査会（以下「調査会」という。）の組織、運営等について必要な事項を定める。

(委員)

第2条 調査会は、10名の委員により組織する。

2 委員（臨時委員を含む。第5条から第8条までにおいて同じ。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任することができる。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第3条 臨時委員は、必要の都度市長が委嘱する。

2 臨時委員は、委嘱の目的に係る調査又は審議に加わり、その意見の建議又は答申について必要な助言を行う。

3 臨時委員は、委嘱の目的に係る意見の建議又は答申が終了したとき、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 調査会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、調査会の会務を総理し、調査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 調査会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の所掌事項は、会長が調査会に諮って定める。

3 専門部会は、会長が調査会に諮って指名する委員により構成する。

4 専門部会に部会長を置き、その構成員の互選により定める。

5 部会長は、専門部会の会務を総理する。

6 部会長に事故があるときは、専門部会の構成員のうちからあらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代理する。

7 部会長は、必要に応じて審議の経過又は結果を直近に開催される調査会の会議で報告するものとする。

(会議)

第6条 調査会又は専門部会の会議(以下「会議」という。)は、それぞれ会長又は部会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、調査会又は専門部会それぞれの構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 調査会又は専門部会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(議事録の作成)

第7条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。

2 議事録には、調査会については会長及び会長が指名した委員1名が、専門部会については部会長及び部会長が指名した委員1名が署名するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 調査会の庶務は、行政経営主管課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、調査会又は専門部会の運営について必要な事項は、会長又は部会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。